

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 救急病院の指定
- 土地改良事業の施行認可
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 自動車専用道路の指定

【公告】

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画事業の事業計画の変更に関する周知のための措置
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

〃 〃 〃

〃 建築指導課

〃 都市計画課

〃 〃

〃 道路整備課

〃 耕地課

〃 医療推進課

〃 指導監査室

〃 環境管理課

目次

【公安委員会】

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施
- 〃

担当課（室）

生活安全企画課

〃

◎岡山県告示第百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社クラレ

住所 倉敷市酒津1621番地

氏名 代表取締役社長 伊藤 正明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社クラレ鶴海事業所

所在地 備前市鶴海4342番地

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

(3) 特定施設に関する事項
変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		処理施設 (B)				同左			
種 類 及 び 型 式		中和槽, かくはん槽, 濃縮沈殿槽, 遠心分離機, 中水槽, 膜ろ過装置				pH調整槽, 中水原水槽, 処理水槽, 中和槽, かくはん槽, 濃縮沈殿槽, 遠心分離機, 中水槽, 膜ろ過装置			
構 造		中和槽 S S + FRP ライニング, PVC, かくはん槽 S S, 濃縮沈殿槽 S S, 遠心分離機 S S, 中水槽 S S, 膜ろ過装置 S U S, 中空糸膜エレメント37本				pH調整槽 S U S, 中水原水槽 S U S, 処理水槽 S U S, 中和槽 PVC, かくはん槽 S S, 濃縮沈殿槽 S S, 遠心分離機 S S, 中水槽 S S, 膜ろ過装置 S U S, 中空糸膜エレメント37本			
主 要 寸 法		中和槽 L 3.5m × W 0.8m × H 1.0m × 2槽, 中和槽 L 1.5m × W 0.6m × H 0.7m, かくはん槽 L 3.5m × (W 1.5m, W 2.1m) × H 2.9m, 濃縮沈殿槽 φ 6.0m × H 2.89m, φ 4.0m × H 4.0m, 遠心分離機 φ 0.52m × L 1.45m, 中水槽 φ 2.9m × H 8.45m, 膜ろ過装置 φ 0.708m × H 2.32m (外形), φ 0.089m × H 1.07m (モジュール)				pH調整槽 φ 2.8m × H 4.0m × 2槽, 中水原水槽 φ 1.5m × H 3.5m, 処理水槽 φ 2.0m × H 4.0m, 中和槽 L 1.5m × W 0.6m × H 0.7m, かくはん槽 L 3.5m × (W 1.5m, W 2.1m) × H 2.9m, 濃縮沈殿槽 φ 6.0m × H 2.89m, φ 4.0m × H 4.0m, 遠心分離機 φ 0.52m × L 1.45m, 中水槽 φ 2.9m × H 8.45m, 膜ろ過装置 φ 0.708m × H 2.32m (外形), φ 0.089m × H 1.07m (モジュール)			
能 力		中和, 濃縮沈殿, 遠心分離 2,400 m ³ /日, 膜ろ過 504 m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		中和, 濃縮沈殿, 遠心分離, 膜ろ過				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				平成31年10月末日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理前後の状態及び通常の汚水等の最大値並びに当該汚水等の通常の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	920.71	1,184.54	920.71	1,184.54	同左			
	p H	4~8	4~8	7~8	7~8				
	C O D (mg/L)	145.07	317.99	18.38	33.68				
	S S (mg/L)	268.78	492.08	11.42	16.29				
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1				
	T-N (mg/L)	9.95	19.87	7.66	10.12				
T-P (mg/L)	0.845	1.652	0.845	1.652					

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口				No. 7排水口		No. 7排水口	
	変更前		変更後		新設		廃止	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	774.01	1,242.66	773.51	1,241.66	0.6	0.75	同左	
pH	6~8	6~8	同左		同左			
COD (mg/L)	14.08	21.23	14.09	21.24	0.5	1		
SS (mg/L)	8.91	12.48	8.92	12.49	<0.5	1		
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左		同左			
T-N (mg/L)	6.72	9.89	6.72	9.88	<0.5	1		
T-P (mg/L)	0.685	1.222	同左		<0.1	0.2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000			0	0		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年3月19日から同年4月9日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワインの里式番館デイサービス

2 所在地

岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社グリーンライフ

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方一一八九番地三

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四〇四

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高寿園デイサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市下高倉西一五八一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山福祉会

2 所在地

岡山県津山市下高倉西字ビシヤコ谷一五八一番一

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三四五

五 サービスの種類

通所介護

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百二十号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山東部脳神経外科病院

所在地 岡山市北区牟佐九六一一

名 称 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷リバーサイド病院

所在地 倉敷市鶴の浦二一六一一

二 有効期限

平成三十四年三月三十一日

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

流幹川上 かんがい排水

三 認可年月日

平成三十一年二月二十六日

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八四号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
赤磐市稲蒔字大畑一一九番一地先から赤磐市光木字七畝田六七九番五地先まで		新	一一・五〇 二三・四	五八一・〇
赤磐市稲蒔字大畑一一九番一地先から赤磐市光木字七畝田六七九番五地先まで		旧	八・二〇 一五・四	五八一・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から			(メートル)	(メートル)

一一・〇〇

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 佐伯長船線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町小坂字山本四〇二番地先から	赤磐市可真上九九五番七地先を経て赤磐市弥上一五番一地先まで	新	一一・一〇 二六四・〇	九八〇二・五
和気郡和気町小坂字山本四〇二番地先から	赤磐市可真上九九五番七地先を経て赤磐市弥上一五番一地先まで	旧	一一・一〇 二七〇・〇	九八〇二・五

赤磐市八島田字宮ノ下六〇九番一地先を経て	赤磐市稲蒔字林原一一六五番地先まで	新	三五・一五	八九二二・七
和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から	赤磐市八島田字宮ノ下六〇九番一地先を経て赤磐市稲蒔字林原一一六五番地先まで	旧	二五・一〇 三七〇・〇	八九二二・七

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日 (時間)
一般国道	四八四号	赤磐市稲蒔字大畑一一一九番一地先から 赤磐市光木字七畝田六七九番五地先まで	平成三十一年三月二十四日(十五時)
県道	岡山吉井線	和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から 赤磐市八島田字宮ノ下六〇九番一地先を経て 赤磐市稲蒔字林原一一六五番地先まで	
	佐伯長船線	和気郡和気町小坂字山本四〇二番地先から 赤磐市可真上九九五番七地先を経て 赤磐市弥上一五番一地先まで	

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	指定する道路の区間	指定する期日
岡山吉井線	佐伯長船線	路線名	和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から赤磐市稲蒔字林原一一六五番地先まで	平成三十一年三月十九日
			和気郡和気町小坂字山本四〇二番地先から赤磐市可真上九九五番七地先を経て岡山市東区瀬戸町塩納字奥一四九〇番一地先まで	

〔一一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画下水道倉敷公共下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道倉敷公共下水道

二 都市計画の変更新月日

平成三十一年二月二十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局下水道部下水計画課において縦覧に供する。

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

〔二一〕 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画法事業の事業計画の変更の認可があつた。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画事業の種類及び名称

岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線

二 施行者の名称

岡山県

三 事務所の所在地

倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）

四 事業地の所在

変更なし

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

〔一一二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	岡山県指令備中局 建第二〇四一号 平成三十一年三月 十一日	道 路 の 位 置	都窪郡早島町早島字東山二三九六番 五、二四〇三番一、二四〇三番一二、 二三九六番五地先道、二四〇三番一 地先水路	道路の幅員 (メートル)	四・〇〇	道路の延長 (メートル)	三四・〇六
------------------	--	-----------	---	-----------------	------	-----------------	-------

〔一一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字坪井三三九―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖四六八―五

株式会社岡山医学検査センター

代表取締役 矢吹 数男

三 許可番号

岡山県指令建指第二八九号

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字坪井三三七―一、三三八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市庄新町四―一―一〇

楠葉 晃

三 許可番号

岡山県指令建指第二九〇号

〔二一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四三〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区吉備津二七六一―神椿ガーデン一〇三

中川 友貴

三 許可番号

岡山県指令建指第三六〇号

〔二一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎東ノ丁二四一、二四一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市日吉町四七六一七フォール日吉一〇一

栢野 智史

三 許可番号

岡山県指令建指第三九一号

◎岡山県選管告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七二六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、二八三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、〇六九	数
高梁市	選挙区	八、七七五	数

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、七〇〇	一五、六四一	一四、〇一一	一七、二二一	三六、五〇〇	一三四、二九七	四六、四〇二	二六、五五一	四〇、〇六二
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、五四四	一二、九三九	八、三八七	一三、二六三	一二、二三六	一〇、五五九	一四、一〇八	八、五三二

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十一年三月十九日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トランプ射撃(トランプから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成三十一年四月八日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十一年四月十日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成三十一年四月十日(水)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成三十一年四月十五日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十一年四月十六日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成三十一年四月十七日(水)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

<p>午前十時</p> <p>平成三十一年五月二十日(月)</p>	<p>午前九時</p> <p>平成三十一年五月十五日(水)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十一年五月十三日(月)</p>	<p>午後一時</p> <p>平成三十一年五月九日(木)</p>	<p>午前九時</p> <p>平成三十一年五月八日(水)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十一年五月六日(月)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十一年四月二十九日(月)</p>	<p>午後一時</p> <p>平成三十一年四月二十五日(木)</p>	<p>午前九時</p> <p>平成三十一年四月二十四日(水)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十一年四月二十二日(月)</p>
<p>倉敷国際射撃場</p> <p>倉敷市福田町浦田七四〇―一</p>	<p>湯原国際射撃場</p> <p>真庭市仲間一八一六</p>	<p>倉敷国際射撃場</p> <p>倉敷市福田町浦田七四〇―一</p>	<p>岡山県クレ―射撃場</p> <p>岡山市北区御津下田六二九</p>	<p>湯原国際射撃場</p> <p>真庭市仲間一八一六</p>	<p>倉敷国際射撃場</p> <p>倉敷市福田町浦田七四〇―一</p>	<p>倉敷国際射撃場</p> <p>倉敷市福田町浦田七四〇―一</p>	<p>岡山県クレ―射撃場</p> <p>岡山市北区御津下田六二九</p>	<p>湯原国際射撃場</p> <p>真庭市仲間一八一六</p>	<p>倉敷国際射撃場</p> <p>倉敷市福田町浦田七四〇―一</p>

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

午後一時	平成三十一年六月十二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十一年六月十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十一年六月六日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	平成三十一年六月五日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十一年六月三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十一年五月二十九日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	平成三十一年五月二十八日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十一年五月二十七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十一年五月二十二日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	平成三十一年五月二十二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

2 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
平成三十一年四月十日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成三十一年四月十二日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成三十一年六月十二日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十一年六月十七日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月十八日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成三十一年六月十九日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十一年六月二十四日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月二十六日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

<p>平成三十一年四月十六日(火) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年四月十九日(金) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成三十一年四月二十五日(木) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年四月二十六日(金) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成三十一年五月三日(金) 午前十時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年五月九日(木) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年五月十日(金) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成三十一年五月十七日(金) 午前十時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年五月二十二日(水) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成三十一年五月二十四日(金) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

平成三十一年五月二十八日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年五月三十一日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月六日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年六月七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月十二日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年六月十四日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月十八日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年六月二十一日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年六月二十八日(金) 午前十時	

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)。ただし、講習の日時が平成三十一年五月六日(月)及び同月八日(水)の講習にあっては、同年四月二十六日(金)を提出期限とする。

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

◎岡山県公安委員会告示第三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十一年三月十九日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成三十一年四月九日(火)	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成三十一年四月九日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成三十一年四月十六日(火)	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成三十一年四月二十三日(火)	午前十時		
平成三十一年五月七日(火)	午前十時		
平成三十一年五月七日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成三十一年五月十四日(火)		岡山市北区御津伊田二二九一	

平成31年3月19日 岡山県公報 第12077号

午前十時	御津ライフル射撃場
平成三十一年五月二十一日(火) 午前十時	
平成三十一年五月二十八日(火) 午前十時	
平成三十一年六月四日(火) 午前十時	
平成三十一年六月四日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十一年六月十一日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十一年六月十八日(火) 午前十時	
平成三十一年六月二十五日(火) 午前十時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前。ただし、講習の日時が平成三十一年五

月七日（火）の講習にあつては、同年四月二十六日（金）を提出期限とする。
四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。